

近江八幡市議会委員会条例の一部を改正する条例

近江八幡市議会委員会条例（平成22年近江八幡市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中オをカとし、アからエまでをイからオまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 市長直轄組織のうち危機管理課の所管に属する事項

付 則

この条例は、令和5年6月16日から施行する。

---

提案理由

令和5年度より行政組織体制において、これまで市民部にあった危機管理課が市長直轄とされたことに伴い、当該部署に関する議案の付託先の委員会を定めるため、本議案を提出するものである。